

碧南市水防計画の主な修正事項

1 趣旨

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものあり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 修正の方針

(1) 愛知県水防計画の修正の反映

ア 愛知県の取り組みに係る修正

イ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

ウ 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等による修正

(2) 碧南市各部局における活動の反映、表記の整理等

3 主な修正点

(1) 水防計画（案）

基準等の変更に伴い、関係する箇所を修正（県）

主に「第6章 水防に関する予報・警報」

(2) 資料編（案）

ア 資料11 ・一時退避場所について、を衣浦東部浄化センター 管理棟を追加（市）
・ジール碧南店を、「ジール碧南店 立体駐車場」に、DCMカーマ碧南店を「DCMカーマ碧南店 店舗2階駐車場」に名称を修正（市）
・表記の整理（グラウンドをグラウンドに変更）（市）

エ 資料12 浸水想定区域内要配慮者利用施設について、加除修正（市）

※（県）県による改正のもの、（市）市による改正のもの